

サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について

〔平成 27 年 2 月 10 日〕
〔サイバーセキュリティ戦略本部長決定〕
改正 令和 7 年 6 月 27 日
令和 8 年 7 月 31 日

- 1 「サイバーセキュリティ対策推進会議について」（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第2項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議の構成員及びオブザーバーについて、以下の職を指定する。

構成員	内閣総務官
	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）
	内閣広報官
	内閣サイバー官
	国家情報局次長
	内閣法制局総務主幹
	人事院事務総局総括審議官
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁長官官房長
	警察庁サイバー警察局長
	個人情報保護委員会事務局長
	カジノ管理委員会事務局次長
	サイバー通信情報監理委員会事務局長
	金融庁総合政策局長
	消費者庁次長
	こども家庭庁長官官房長
	デジタル庁統括官付総括審議官
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	総務省サイバーセキュリティ統括官
	法務省大臣官房長

外務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省厚生労働審議官
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
経済産業省商務情報政策局長
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
環境省大臣官房長
防衛省整備計画局長

オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監
参議院事務局庶務部長
国立国会図書館電子情報部長
会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局デジタル審議官
日本銀行理事

附 則（令和８年７月31日 サイバーセキュリティ戦略本部長決定）
この決定は決裁の日から実施する。